日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年12月1日提出

日立市長 小川春樹

## (提案説明)

新たに日立市会瀬スポーツ広場を設置する等のため、本条例を制定するものであります。

日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例 (平成5年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

Γ

日立市中里スポーツ広場 日立市入四間町513番地1
---------------------------

Γ

日立市中里スポーツ広場	日立市入四間町513番地1	17
日立市会瀬スポーツ広場	日立市会瀬町4丁目2番	( _

ı

改める。

別表第7項の表中

Γ

自由広場照明設備	2 時間	2, 200
(全灯)	小·中学生	1, 100
自由広場照明設備	2 時間	1, 100
(半灯)	小·中学生	5 5 0
テニスコート照明	2 時間	3 3 0
設備(1面)	小・中学生	1 7 0

を

ı

Γ

自由広場照明設備	1時間		1,	1 0	О
(全灯)	小•	中学生		5 5	0
自由広場照明設備	1 時間			5 5	0
(半灯)	小•	中学生		2 7	0
テニスコート照明	1 時間			1 6	0
設備(1面)	小•	中学生		8	0

1

に

改め、同表を別表第8項の表とし、別表第6項の表の次に次の1表を加える。

7 会瀬スポーツ広場使用料

(単位 円)

施設名	区分		市内	市外	
自由広	専用使	早朝	3, 260	4, 890	
場	用(全	小・中学生	1, 630	2, 450	
	面)	1 回	3,060	4, 590	
		小・中学生	1, 530	2, 300	
	専用使	早朝	1, 630	2, 450	
	用 (2	小・中学生	8 2 0	1, 220	
	分の1	1 回	1, 530	2, 300	
	面)	小・中学生	7 7 0	1, 150	

別表備考11中「(照明設備にあっては2時間)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第7項の表の改正規定(同表を別表第8項の表とし、別表第6項の表の次に次の1表を加える改正規定を除く。) 令和5年4月1日
  - (2) 次項の規定 公布の日 (準備行為)
- 2 この条例による改正後の日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第2条に規定する日立市会瀬スポーツ広場の管理を行うための 準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 参考

## 改正要旨

- 1 日立市会瀬スポーツ広場の設置
  - 日立市スポーツ広場に、新たに次のスポーツ広場を加えることとした。
- (1) 名称 日立市会瀬スポーツ広場
- (2) 位置 日立市会瀬町4丁目2番
- (3) 使用料 (単位 円)

施設名	区分		市内	市外
自由広場	専用使用	早朝	3, 260	4, 890
	(全面)	小・中等	生 1,630	2, 450
		1 回	3, 060	4, 590
		小・中等	生 1,530	2, 300
	専用使用	早朝	1,630	2, 450
	(2分の	小・中等	820	1, 220
1 面)		1 回	1, 530	2, 300
		小・中等	2 生 7 7 0	1, 150

早朝 午前6時から午前9時まで

1回 午前9時から2時間までごと

## 2 附属施設使用料の改正

照明設備に係る附属施設使用料の時間区分を、2時間から1時間に改めることとした。